－ 賞賜金制度について －

（文化発表会の部）

**賞賜金（ショウシキン）制度とは？**

賞賜金制度とは、全国規模や国外開催の発表会（大会）に出場する藤沢市民へ「お祝い金」を交付し、その活動を応援する制度です。

**１．対象となる発表会・対象者**

対象発表会：全国規模もしくは国外開催の発表会

対　象　者：上記発表会に出場する藤沢市民もしくは藤沢市民が含まれている団体

※注：予選会を経ていない発表会や申込みのみで出場できる発表会は対象　外です。ただし、県レベル以上の協会等から過去の実績等が考慮され、選抜・推薦された者については対象となることもあります。

**２．金額について**

（１）全国的な規模の発表会：１人５千円

（２）国外において開催される発表会：１人２万円

※注：（１）（２）ともに、交付上限額は１０万円です。

**３．申請について**

発表会が始まる前日までに、必要書類を全て揃えて、文化芸術課へ申請してください。

※注１：団体（複数人）での申請も可能です。

※注２：当該年度中に、すでに一度賞賜金の交付を受けている方は、翌年度まで次の申請はできません。

**４．申請に必要な書類**

（１）申請書（文化芸術課で配布、または藤沢市のホームページからダウンロードできます。※申請者の押印は不要です。）

（２）対象者が対象となる発表会へ参加することを証するもの（推薦書等）

（３）対象となる発表会の開催要項（主催者等が作成・発行している、発表会の概要が記載されたもの）

（４）予選会の開催要項（主催者等が作成・発行している、発表会の概要が記載されたもの）

（５）予選会の結果（トーナメント結果、表彰状の写し等順位がわかるもの）

（６）発表会に出場する方の住所を確認できる書類のコピー（運転免許証や健康保険証など公的機関が発行するもの）

※注１：住所を確認できる書類のコピーをとる際は、必ず「氏名」と「住　所」の両方が記載されている面をコピーしてください。

※注２：標準記録やランキングにより出場する場合は、関連資料を添付してください。

**５．申請後について**

ご提出いただいた書類をもとに、審査を行います。審査の結果については、申請者宛に文書にて郵送します。

※注：審査中、内容の確認や書類の追加提出をお願いするため、ご連絡させていただく場合があります。

**６．交付について**

交付は口座振り込みで行います。口座振込依頼書を文化芸術課に提出後、１か月程度で指定の口座に振込みます。

口座振込依頼書は交付通知と一緒に送付します。口座振込依頼書には、申請者名義の口座情報をご記入ください。

**７．結果報告について**

発表会の終了後、速やかに結果報告書を提出してください。

【問い合わせ、申請先】

藤沢市役所生涯学習部文化芸術課

〒２５１－００２６ 　藤沢市鵠沼東８－１（市民会館内）

ＴＥＬ：０４６６－２３－２４１５

ＦＡＸ：０４６６－２５－１５２５

E-mail：fj-c.hall@city.fujisawa.lg.jp

受付日：火曜日から日曜日までの８：３０から１７：１５まで

※月曜日（祝日の場合を除く）・休日の翌日（休日の翌日が土・日・祝日の場合を除く）・年末年始（１２月２８日から翌年１月４日）は受け付けておりません。

藤沢市ホームページ：

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/c-hall/shoushikin.html